

## ◎ 医療的ケア児とは

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加、多様化
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- 安心して子供を産み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- ① 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支える
- ② 個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、多機関連携のもと切れ目なく行われる支援
  - ➡ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ、適切に行われる教育に係る支援
- ③ 高等学校等を卒業した後も適切な支援を受けて日常生活、社会生活を営むための支援
- ④ 医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重
- ⑤ 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者等、学校の設置者の責務

### 支援措置

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に関する支援
- 子ども・子育て支援法の仕事・子育て両立支援事業における支援についての検討
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備
- 情報の共有の促進      ○ 広報啓発
- 支援人材の確保         ○ 研究開発等の推進

#### 保育所の設置者等、学校の設置者による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
  - ➡ 看護師等または喀痰吸引等が可能な保育士の配備
- 放課後児童健全育成事業における医療的ケアその他の支援
  - ➡ 看護師等の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
  - ➡ 看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- 医療的ケア児及びその家族その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、または情報の提供もしくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供および研修を行う、支援に関する関係機関等との連絡調整 等

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援のあり方についての検討